

**特別区民税・都民税
特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書**

受付印

(宛先) 大田区長

年 月 日

大田区特別区税条例第34条の4の規定により、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届け出ます。											
所在 (住所)											
フリガナ											
名 称 (氏 名)											
代 表 者 職 氏 名				電話番号	—						
法 人 番 号											(連絡先) 担当者 (氏名)
特別徴収義務者 指 定 番 号				※市区町村ごとに異なります。							
理 由	給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため。										
関与税理士 署 名	(連絡先)										

【注意事項】

- 1 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
- 2 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることになります。
※ 紹介の支払を受ける者が常時10人未満となつたことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- 3 この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。
〔例〕 この届出書を提出した日が3月の場合の納期限
◎12～2月分 ⇒ 4月10日まで ◎3月分 ⇒ 4月10日まで ◎4～5月分 ⇒ 翌月10日まで